

## 「子の福祉」に関する研究

## —特別養子縁組裁判例における言葉の使用法に注目して—

○ 公益財団法人 鉄道弘済会 赤木 拓人 (9134)

新保 幸男 (神奈川県立保健福祉大学・1599)

キーワード：子の福祉 特別養子 子の利益

### 1. 研究目的

「児童の最善の利益」「子の利益」「子の福祉」などは児童への支援内容を考える際に用いられる語であるが、各種文献を参照したところ、これらの相互関係について十分な説明を見出すことができなかった。これらの言葉の意味を正確に理解するにあたり、「子の福祉」について扱った文献が少なかったことから、本研究においては「子の福祉」という語に注目する。

特別養子縁組は「子の福祉」のための制度であると指摘され、特別養子縁組の要件である817条の7の「利益」は「福祉」と同旨とみてよいとの指摘もある。平成28年児童福祉法改正により児童の養育環境について規定され、家庭やそれに近い養護環境が推進されるなか、特別養子縁組の認容件数は近年増加傾向にあり、今後一層活用される制度となるだろう。また、「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」の目的には「児童の福祉の増進」があげられている。裁判例を見ても、特別養子縁組において「子の福祉」は重要な概念であることが伺えるが、「子の福祉」とは何か、「子の福祉」を判断する際の要素は何かなどについて、言及した研究が存在しないのが現状である。

### 2. 研究の視点および方法

「子の福祉」について検討するにあたり、本研究では特別養子縁組に関する裁判例を対象とした。特別養子縁組の裁判例は「司法」がその判断を示す公的文書であり、そこに登場する人物に大きな影響を与える文章であることから、本研究の検討範囲とした。

平成27年12月22日現在公刊されている44の裁判例で用いられている「福祉」という語に注目し、文脈等を考慮して分析した。裁判例の選定及び表の作成については、中川高男(2008)「特別養子縁組裁判例の軌跡」『民商法雑誌』138-4・5-182を参照した。なお、各裁判例は番号で表記し、裁判文の引用等において、養子となる者をA、養父となる者をX1、養母となる者をX2、実父をY1、実母をY2と表記した。

### 3. 倫理的配慮

本研究は公刊された裁判例を対象としているため個人情報扱うものではなく、また、裁判文においては仮名が用いられているが、その引用においては、養子となる者、養母となる者などを記号で表記した。本研究は日本社会福祉学会研究倫理指針に則って行った。

#### 4. 研究結果

対象裁判例において「福祉」が用いられている19件を、主な争点とその結果により分類する。①817条の7が主な争点となっている15件の内訳は、認容10件（【3】【5】【7】【8】【21】【31】【33】【38】【40】【43】）、却下3件（【24】【36】【44】）、取消差戻し2件（【16】【37】）、②民法817条の6が主な争点となっている9件の内訳は、認容5件（【3】【27】【29】【41】【43】）、却下1件（【44】）、取消差戻し3件（【16】【23】【37】）である。重複するものについては審判の内容から、【3】【37】【43】【44】は①、【16】は②に分類した。

以上の分析から、特別養子縁組における「子の福祉」は、「実親による監護養育」と「養親となる者による監護養育」とを比較することによってわかる相対的概念として用いられる語であること、「心理的親子関係」が「子の福祉」と関係し得ること、また、「子の利益」についての判断が「子の福祉」についての判断が示されなくても成立することなどが示唆された。

#### 5. 考察

##### （1）「子の福祉」等の語の使用法

本研究の対象の中で、特別養子縁組申立の認否を判断する裁判例において用いられる「子の福祉」という語の使用法には、①理念や理想的価値（以下、「理念」）、②物事を判断する際の尺度（以下、「尺度」）、③特別養子縁組申立を認容・却下・取消差戻しする目的（以下、「目的」）、の3つの使用法があると考えられる。

##### （2）特別養子縁組の目的

【3】【5】【7】【8】【21】【31】【33】【38】では、認定事実から、特別養子縁組の成立について、「子の現在及び未来の福祉の確保とその向上のため必要不可欠」、「その健全な育成と福祉の増進のために特に必要と認める」、「事件本人の健全な成長と福祉の増進のためには、双方の間に特別養子縁組を成立させるのが相当である」等の記述がされ、個別具体的な事由を挙げたうえで、「養子となる子の福祉」の増進・向上などのために特別養子縁組は必要である旨や、特別養子縁組の成立は「養子となる子の福祉」に合致する旨を述べている。以上から、「子の福祉」は特別養子縁組の目的であると考えられる。

しかし、【24】【36】は817条の7により「子の福祉」が制限されるケースであり、「子の福祉」は特別養子縁組の目的ではあるが、その全てではないことが明らかとなった。「子の福祉」は特別養子縁組の目的の1つであると示唆される。

【謝辞】本研究は、平成27年度厚生労働科学研究「里親認定に係る研修に関する研究（H27-特別-指定-037）」（研究代表者：新保幸男）の研究成果をもとに研究を進めたものである。